

近 税 2 第 1 9 3 号  
( 中 対 第 1 4 号 )  
令 和 2 年 5 月 1 1 日

会 員 各 位

近畿税理士会  
会 長 杉 田 宗 久

### 「持続化給付金」申請の支援についてお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中小企業への支援施策として創設された「持続化給付金」の電子申請が、5月1日より開始されました。

会員先生方の関与先の中小法人及び個人事業者等の電子申請につきましては、申請の入力支援や必要書類の確認など、積極的に支援をしていただきたく存じます。

電子申請に慣れていない等の関与先のためには、税理士会員のメールアドレスを利用し、税理士がオンライン入力の支援を行う等のサポートをしていただきますようお願いいたします。

日頃お世話になっている関与先が、感染症拡大による売上の激減に伴い受け取る給付金であることを考慮し、また、社会公共的使命に鑑み、会員先生方には、通常の有償業務とは別に、関与先支援、中小企業支援の立場で業務を遂行していただきたく存じます。

どうぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### <参考>

- ・「持続化給付金」の電子申請が困難な者へのサポートについて(周知依頼)  
(日本税理士会連合会)
- ・「持続化給付金」の電子申請が困難な者への申請サポートのお願い  
(中小企業庁)